

伊勢原市耐震改修促進計画

平成28年3月 策定

令和 3年3月 改定

伊勢原市

目 次

1	計画の背景と目的	1
2	計画期間	1
3	対象建築物	1
4	対象建築物の現状と耐震化の目標	3
	(1) 住宅	3
	(2) 多数の者が利用する建築物や危険物貯蔵等建築物	4
	(3) 緊急輸送道路等沿道の建築物	5
5	建築物の耐震化を促進するための施策	7
	(1) 建築物の耐震化の促進	7
	① 情報提供と普及・啓発	7
	② 耐震診断や耐震改修の支援	7
	(2) 各種認定制度等による耐震化促進	8
	(3) その他地震時における安全対策	8
6	計画の推進に向けて	9
	(1) 県や他市町村との連携	9
	(2) 所管行政庁との連携	9
	(3) 計画の進行管理	9
	資料編	10
	資料1 市立小中学校の耐震診断・耐震改修の実施	10
	資料2 多数の者が利用する市有建築物の耐震化状況	10
	資料3 多数の者が利用する民間建築物の耐震化状況	11
	資料4 緊急輸送道路等一覧	12

1 計画の背景と目的

建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）に基づき、本市では、平成 20 年に耐震改修促進計画を策定し、建築基準法の新耐震基準が導入される以前の、昭和 56 年 5 月までに新築工事に着工した既存建築物（耐震性が不足している可能性のある建築物で、以下「旧耐震基準建築物」という。）の耐震診断及び耐震改修の促進に取り組んできました。

平成 25 年に法が改正され、大規模な建築物などに対する耐震改修の促進に向けた取組が強化されるとともに、国の基本方針として建築物の耐震化率のさらに高い目標が示されました。これを受けて、平成 27 年 3 月には、神奈川県耐震改修促進計画（以下「県計画」という。）が改定されました。

本計画は、こうした法改正や県計画の改定等を踏まえ、これまでの市計画を改定し、旧耐震基準建築物の耐震診断及び耐震改修をさらに促進し、安全安心なまちづくりを推進することを目的とします。

2 計画期間

本計画の期間は、平成 28 年度から令和 3 年度までの 6 年間とします。

3 対象建築物

市内にある旧耐震基準建築物のうち、国や県の方針等を踏まえ、次のとおり、①住宅及び法第 14 条各号に規定する②～④の建築物を本計画の対象建築物とします。

① 住宅（戸建住宅、長屋、共同住宅）

② 多数の者が利用する建築物（法第 14 条第 1 号関連）

* 対象とする建築物の用途や規模は次表のとおりです。

③ 危険物貯蔵等建築物（法第 14 条第 2 号関連）

* 政令に定める一定以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物が対象です。

④ 緊急輸送道路等沿道の建築物（法第 14 条第 3 号関連）

* 本計画が指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の 1/2 の高さを超える建築物（道路幅員が 12m 以下の場合は 6m 超）が対象です。

このほか、法の規定に基づき「広域防災拠点となる建築物」の耐震化の促進が、国の方針や県計画に示されていますが、これに該当する旧耐震基準建築物が市内にはないことから、本計画の対象とはしません。

法第 14 条第 1 号に規定する「多数の者が利用する建築物」（旧耐震基準建築物）

用途		規模	市内の建築物の有無
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ 1,000㎡以上	×
幼稚園、保育所		階数2以上かつ 500㎡以上	○
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程 若しくは特別支援学校	階数2以上かつ 1,000㎡以上	×
	上記以外の学校	階数3以上かつ 1,000㎡以上	○
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ 1,000㎡以上	×
病院、診療所		階数3以上かつ 1,000㎡以上	○
ボーリング場、水泳場その他これらに類する運動施設、 劇場、観覧場、集会場、公会堂、展示場、卸売市場、 博物館、美術館、図書館、遊技場、公衆浴場			×
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			○
ホテル、旅館			○
事務所			○
飲食店、キャバレー、料理店等これらに類するもの 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行等これらに類するサービス業を営む店舗			×
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）			○
車両の停車場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの 自動車車庫等の自動車等の停留又は駐車のための施設			×
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物			○

4 対象建築物の現状と耐震化の目標

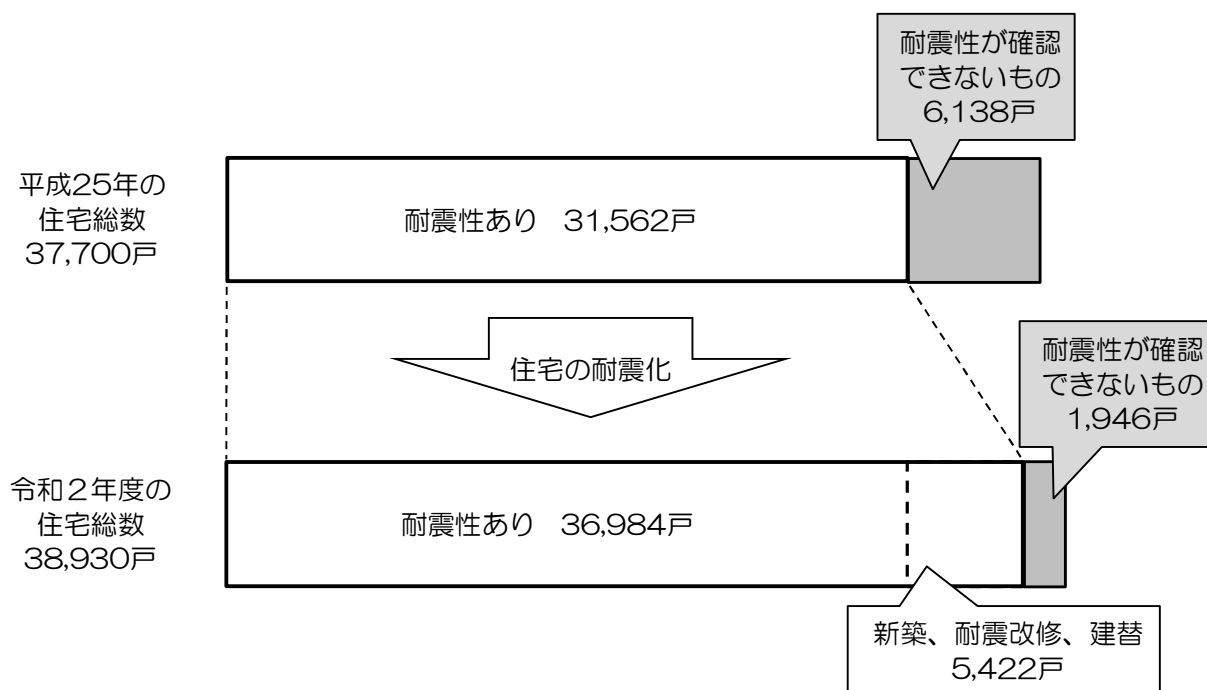
法改正に伴う国の方針や県計画では、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を令和2年度までに95%とする目標が設定されています。本計画においても、これにあわせた目標を掲げます。

(1) 住宅

平成25年度における住宅総数は37,700戸、耐震化率を約84%と推計しています。耐震性が不足する住宅については、目標をめざして耐震改修や建替を促進します。

	住宅総数	現行基準に基づく耐震性が確保されている住宅	旧耐震基準建築物で、耐震性が確認できない住宅
平成15年度	35,940戸	27,725戸 耐震化率77%	8,215戸
平成25年度	37,700戸	31,562戸 耐震化率84%	6,138戸
令和2年度	38,930戸	36,984戸 耐震化率95%	1,946戸

※「住宅の耐震化率」は、住宅・土地統計調査をもとに推計しています。



(2) 多数の者が利用する建築物や危険物貯蔵等建築物

本計画が対象とする建築用途で、一定の規模を有する「多数の者が利用する建築物」や「危険物貯蔵等建築物」のうち、該当する市有施設は次表のとおり 53 棟あります。

これまでに耐震改修工事等を計画的に推進した結果、耐震化率は 100%となっています。

(令和 3 年 3 月現在)

用途	施設名称	合計棟数	耐震性の有無(棟数)	
			耐震性あり	耐震性なし
小中学校	市立小中学校の校舎、体育館	38	38	0
体育館	武道館、総合運動公園体育館	2	2	0
劇場	市民文化会館	1	1	0
庁舎	市庁舎、市庁舎(レストラン棟)、 環境美化センター、シティプラザ、 終末処理場	5	5	0
社会福祉施設	老人福祉センター阿夫利荘	1	1	0
保育所	大山保育園、比々多保育園、 高部屋愛育保育園、 児童発達支援センター	4	4	0
図書館	図書館・子ども科学館	1	1	0
集会場等	中央公民館	1	1	0
合計		53	53	0
			耐震化率 100%	

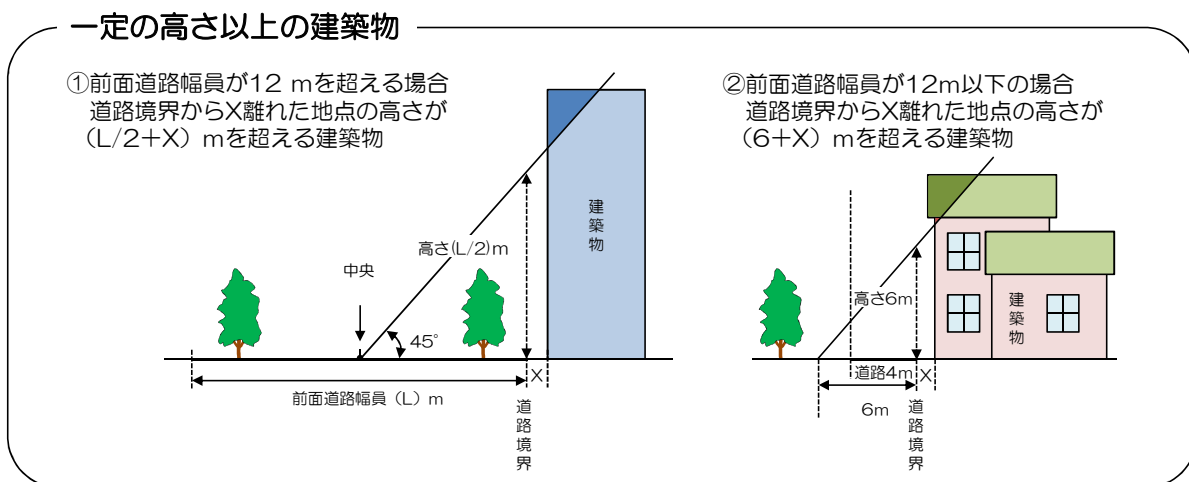
一方、民間施設で耐震性が確認できない旧耐震基準建築物は、市内に 39 棟あります。こうした施設については、耐震診断の実施や所管行政庁（県）への結果報告が義務付けられており、県と連携を図り、これら施設の耐震化を促進します。

	平成 19 年度	平成 27 年度
現行基準に基づく耐震性が 確保されている建築物	114 棟 (65.5%)	125 棟 (76.2%)
耐震性が確認できない旧耐 震基準建築物	60 棟	39 棟 (店舗 6 棟、事務所 7 棟、工場 9 棟、 危険物貯蔵場等 9 棟、その他 8 棟)
合計	174 棟	164 棟

(3) 緊急輸送道路等沿道の建築物

大規模な地震等の災害が発生した場合に、救命活動や物資輸送を行うための緊急輸送道路等の通行が確保できるように、沿道建築物の耐震化を促進することが必要です。

このため、県では、緊急輸送道路を法第5条に基づく「耐震化努力義務路線」等に指定し、沿道の一定の高さ以上の建築物(下図)の耐震化の促進を図ることとしています。



本計画においても、県の取組や隣接市の取組状況を踏まえ、市内の緊急輸送道路^{*1}を法第6条第3項第2号に基づく「耐震化努力義務路線」に指定し、沿道建築物の耐震化促進を図ります。さらに、伊勢原市地域防災計画に指定する緊急輸送道路補完道路^{*2}についても沿道建築物の耐震化の促進に努めます。

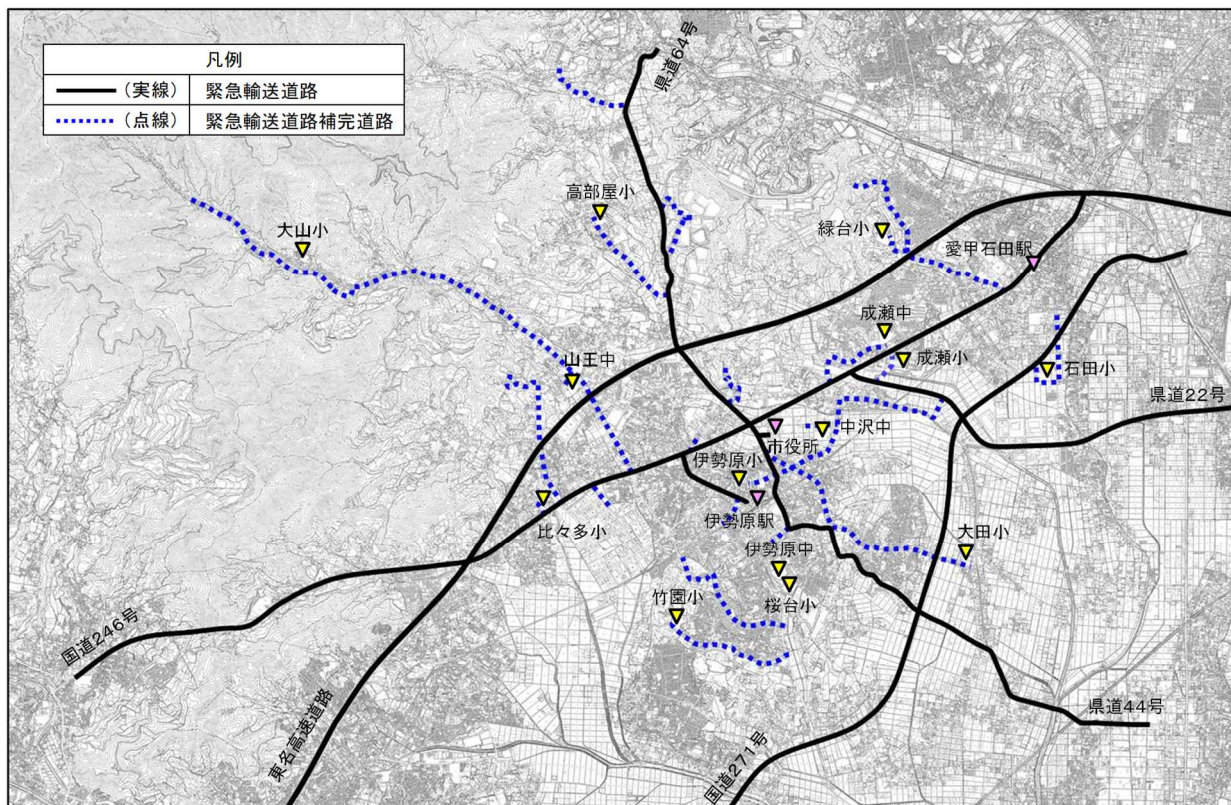
*1 緊急輸送道路(県指定)

東名高速道路や国道246号、国道271号のほか、広域をネットワークする機能をもつ県道63号(相模原大磯)や県道22号(横浜伊勢原)などの主要な幹線道路が指定されています。

*2 緊急輸送道路補完道路(市指定)

県道611号(大山板戸)や県道603号(上粕屋厚木)のほか、市道1号線や市道2号線などの主要な市道を指定しています。

緊急輸送道路（県指定）・緊急輸送道路補完道路（市指定）の位置図



緊急輸送道路等の通行を妨げるおそれのある沿道の旧耐震基準建築物の状況

平成 27 年 6 月に市が実施した調査によれば、市内には、緊急輸送道路の通行を妨げるおそれのある（耐震性が確認できない）沿道の旧耐震基準建築物は 18 棟、補完道路沿道には 114 棟あります。

道路の区分	通行を妨げるおそれのある沿道の旧耐震基準建築物	合計棟数	用途別棟数				
			住宅	店舗	事務所・工場	倉庫	その他
緊急輸送道路		18	11	2	4	1	0
緊急輸送道路補完道路		114	92	3	6	3	10

5 建築物の耐震化を促進するための施策

(1) 建築物の耐震化の促進

建築物の所有者等に対して、意識啓発、窓口相談、耐震診断などの事業実施の各段階で必要となる施策を講じることにより、建築物の耐震化を総合的に支援します。

① 情報提供と普及・啓発

ア 市民相談窓口の設置

市役所に相談窓口を設置し、建築物の所有者等からの相談に応じるとともに、木造住宅の耐震性に関する自己点検の方法や補強方法の概要及び建築物の耐震化に関する情報提供を行います。また、県や関係団体等の耐震相談窓口などの情報提供を行います。

イ セミナーや講習会開催等の情報提供

国、県及び関係団体が行う技術者の育成、セミナーや講習会の開催等、建築物の耐震化を促進するための情報提供を行います。

県では、木造住宅耐震実務講習会を開催し、講習会を修了した者について、県のホームページにより連絡先等を情報提供しています。市のホームページ等で県の本造住宅耐震実務講習会を修了した耐震技術者の情報提供を行います。

ウ パンフレットやホームページ等を活用した普及・啓発

建築物の耐震化に係るパンフレット等を市の窓口や各種イベントなどで配布し、耐震化の重要性についての意識啓発に努めます。市のホームページや広報紙等で建築物の耐震化に関する各種の情報提供を行います。

また、建築物の所有者等が災害に対する意識を深められるように、市や県が作成した防災マップ等を活用し、防災情報の提供を行います。

② 耐震診断や耐震改修の支援

国は社会資本整備総合交付金等により、また、県では市町村消防防災力強化支援事業により、耐震診断・耐震改修の費用の一部を支援しています。こうした国や県の制度を活用して、住宅の耐震診断及び耐震改修等に対して支援します。

【参考】伊勢原市木造住宅耐震化促進事業による主な取組状況

- 補助対象 旧耐震基準建築物のうち木造住宅
- 補助金額
 - ・耐震診断調査に要した費用の10/10(限度額 10万円)
 - ・耐震改修工事に要した費用の1/2(限度額 50万円)
※沿道木造住宅 2/3(限度額 100万円)
 - ・除却工事に要した費用 1/2(限度額 25万円)
※沿道木造住宅 2/3(限度額 50万円)
- 補助実績 平成19年度から令和元年度まで
 - ・耐震診断調査に対して 81件
 - ・耐震改修工事にに対して 37件
 - ・除却工事にに対して 2件

(2) 各種認定制度等による耐震化促進

法の改正により、次のア～ウの建築物の耐震改修の促進策が設けられ、所管行政庁（県）が各種認定等を行うこととされています。これらについて建築物の所有者等に対して周知を図ります。

ア 耐震改修工事に係る容積率、建ぺい率等の緩和(法第 17 条)

これまで、耐震改修を行う際に、床面積が増加することから、有効に活用出来ない耐震改修工法がありましたが、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁（県）の認定を受けることにより、耐震改修でやむを得ず増築するものについて、容積率、建ぺい率の特例措置が認められ、耐震改修工法の拡大が図られます。

イ 建築物の地震に対する安全性の表示制度(法第 22 条)

建築物の所有者は、所管行政庁（県）から、建築物が地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を受けることができるとされています。認定を受けた建築物は、広告等に認定を受けたことを表示することができるとされています。

ウ 区分所有建築物の議決要件の緩和(3/4→1/2) (法第 25 条)

耐震診断を行った区分所有建築物の管理者等は、所管行政庁（県）から、当該区分所有建築物が耐震改修を行う必要がある旨の認定を受けることができるとされています。これにより、認定を受けた区分所有建築物は、区分所有法（建物の区分所有等に関する法律第 17 条）に規定する共用部分の変更決議について、3/4 以上から 1/2 超(過半数)に緩和されます。

(3) その他地震時における安全対策

建築物の耐震化と併せて、家具の転倒防止などの安全対策により、地震時における安全性の向上を図ります。

ア 家具の転倒防止

地震による建築物の被害がない場合でも、家具の転倒による怪我や、散乱による避難の遅れを生じる危険があります。市のホームページ等で家具の転倒防止策の普及・啓発を図ります。

イ 窓ガラス等の落下防止対策

地震により、建築物の倒壊のほか、窓ガラス、外壁、看板などの建築物の外装材の損壊・落下による被害が懸念されます。県と連携を図り、建築物の所有者等に対して、窓ガラス等の落下防止対策の普及・啓発を図ります。

ウ ブロック塀の倒壊防止

地震によるブロック塀の倒壊は、死傷者の発生や、避難活動、救援活動の妨げとなります。ブロック塀の正しい施工方法などの安全対策の普及・啓発を図ります。

エ 天井脱落対策

平成23年の東日本大震災では、比較的新しい建築物も含め、体育館、劇場などの大規模空間を有する建築物の天井が脱落して、甚大な被害が多数発生したことを踏まえ、天井脱落対策に係る新たな基準が定められました。県と連携を図り、大規模空間を有する建築物の所有者等に基準を周知するなど、天井脱落対策の普及・啓発を図ります。

オ エレベーター等の安全対策

平成17年の千葉県北西部の地震では、首都圏の多くのビルでエレベーターの緊急停止による閉じ込め事故が発生し、地震時管制運転装置の設置が義務付けられました。また、平成23年の東日本大震災では、エスカレーターの脱落等が確認されたことから、新たな基準が定められました。県と連携を図り、エレベーターやエスカレーターが設置された建築物の所有者等に基準を周知するなど安全対策の普及・啓発を図ります。

6 計画の推進に向けて

(1) 県や他市町村との連携

県内の建築物の耐震化を計画的に促進することを目的とする神奈川県建築物耐震化促進協議会の活動を通じ、県や他市町村と連携し、建築物の耐震化に取り組んでいきます。

(2) 所管行政庁との連携

ア 耐震改修促進法による指導及び助言

法の改正により、耐震関係の基準に適合していない全ての住宅・建築物について、耐震化の努力義務が課せられました。所管行政庁（県）は、必要があると認めるときは、当該建築物の所有者に必要な指導及び助言を行うこととされています。

県と連携、協力して、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ります。

イ 耐震診断の実施を義務付けられた建築物への対応

所管行政庁（県）は、法により耐震診断が義務付けられた建築物の所有者に対して個別に通知を行うなど、制度の十分な周知に努め、耐震診断及び耐震改修の確実な実施を促すとされています。

県と連携、協力して、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ります。

ウ 耐震診断の結果の公表

所管行政庁（県）は、建築物の所有者から報告を受けた耐震診断の結果について、国土交通省令に基づき、ホームページで公表することとされています。市のホームページなどにより、県が公表する耐震診断結果の情報提供を行います。

(3) 計画の進行管理

建築物の耐震化の進捗状況の把握に努め、市のホームページ等により、計画の進捗状況を明らかにしていきます。また、必要に応じて計画の見直しを行い、効果的かつ効率的に建築物の耐震化の促進を図ります。

資料編

資料1 市立小中学校の耐震診断・耐震改修の実施

施設名称		耐震診断		耐震改修等
		実施年度	診断結果	実施年度
伊勢原小学校	1期校舎	平成8年	耐震性なし	平成10年
	2期校舎	平成8年	耐震性なし	平成10年
	3期校舎(給食室を含む)	平成14年	耐震性なし	平成18年
大山小学校	校舎	平成12年	耐震性なし	平成14年
高部屋小学校	1期校舎	平成8年	耐震性なし	平成18年
	2期校舎	平成12年	耐震性なし	平成19年 *
比々多小学校	1期校舎	平成9年	耐震性なし	平成11年
	体育館	平成16年	耐震性なし	平成21年 *
成瀬小学校	1期校舎	平成9年	耐震性なし	平成12年
	2期校舎	平成10年	耐震性なし	平成15年
	3期校舎	平成14年	耐震性なし	平成20年 *
	体育館	平成16年	耐震性なし	平成21年 *
大田小学校	1期校舎	平成12年	耐震性なし	平成16年
	2期校舎	平成13年	耐震性なし	平成17年
	体育館	平成15年	耐震性なし	平成21年 *
桜台小学校	1期校舎	平成8年	耐震性なし	平成14年
	2期校舎(渡り廊下を含む)	平成10年	耐震性なし	平成22年(建替) *
緑台小学校	校舎(給食室を含む)	平成14年	耐震性なし	平成20年 *
	体育館	平成15年	耐震性なし	平成19年 *
竹園小学校	校舎(給食室を含む)	平成14年	耐震性なし	平成19年 *
山王中学校	1期校舎	平成9年	耐震性なし	平成13年
	2期校舎	平成10年	耐震性なし	平成18年
成瀬中学校	1期校舎	平成10年	耐震性なし	平成20年 *
	2期校舎	平成13年	耐震性なし	平成16年
伊勢原中学校	1期校舎	平成12年	耐震性なし	平成17年

*印は、平成19年度以降に耐震改修工事、建替工事を行った校舎・体育館を示しています。

資料2 多数の者が利用する市有建築物の耐震化状況

用途	施設名称	全棟数 A=B+C	新耐震基準建築物 (S57以降建築)棟数 B	旧耐震基準建築物 (S56以前建築)棟数 C	耐震診断実施済			耐震化済棟数 G=B+E+F	耐震化率 (%) H=G/A
					耐震性有 D	改修済 E	改修済 F		
学校	市立小中学校	38	14	24	24	2	22	38	100.0
体育館	武道館	2	1	0	0	0	0	2	100.0
	総合運動公園体育館		1	0	0	0	0		
劇場	市民文化会館	1	0	1	1	1	0	1	100.0
庁舎	市庁舎	5	0	1	1	1	0	5	100.0
	市庁舎(レストラン棟)		0	1	1	1	0		
	環境美化センター		1	0	0	0	0		
	シティプラザ		1	0	0	0	0		
	終末処理場		1	0	0	0	0		
社会福祉施設	老人福祉センター-阿夫利荘	1	0	1	1	1	0	1	100.0
保育所	大山保育園	4	1	0	0	0	0	4	100.0
	比々多保育園		1	0	0	0	0		
	高部屋愛育保育園		1	0	0	0	0		
	児童発達支援センター		1	0	0	0	0		
図書館	図書館・子ども科学館	1	1	0	0	0	0	1	100.0
集会場等	中央公民館	1	1	0	0	0	0	1	100.0
	合計	53	25	28	28	6	22	53	100.0

資料3 多数の者が利用する民間建築物の耐震化状況

用途		全棟数 A=B+C	新耐震基準建築物 (S57以降建築)棟数 B	旧耐震基準建築物 (S56以前建築)棟数 C
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学級	2	2	0
	上記以外の学校	8	5	3
体育館(一般公共の用に供されるもの)		1	1	0
ホーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		1	1	0
病院、診療所		7	6	1
劇場、観覧場、映画館、演芸場		1	1	0
集会場、公会堂		1	1	0
百貨店、マーケットその他の物品販売業を店舗		19	13	6
ホテル、旅館		8	7	1
事務所		22	15	7
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		9	9	0
幼稚園、保育所		18	16	2
遊技場		4	4	0
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。)		41	32	9
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		4	4	0
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物		4	3	1
危険物貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		14	5	9
合計		164	125	39

※課税データをもとに算定しています。

資料4 緊急輸送道路等一覧

(1) 緊急輸送道路(県指定)一覧

	路線名	区間
1	第一東海自動車道(東名高速)	市内全線
2	国道246号	市内全線
3	国道271号 (小田原厚木道路本線)	市内全線
4	県道63号(相模原大磯) (小田原厚木道路側道)	厚木市境(上落合歩道橋)～県道22号(横浜伊勢原)交点(下糟屋地内)
5	県道22号(横浜伊勢原)	市内全線
6	県道44号(伊勢原藤沢)	市内全線
7	県道61号(平塚伊勢原)	市道900号交点(伊勢原小学校入口交差点)～国道246号交点(伊勢原交差点)
8	県道63号(相模原大磯)	県道64号(伊勢原津久井)交点(分かれ道交差点)～ 国道246号交点(市役所入口交差点)
9	県道64号(伊勢原津久井) (一部相模原大磯を含む)	市内全線
10	県道63号(相模原大磯)	県道22号(横浜伊勢原)交点(下糟屋地内)～県道62号(平塚秦野)交点(岡崎地内)
11	市道315号線	県道44号伊勢原藤沢交点(市役所前交差点)～伊勢原市役所(田中地内)

(2) 緊急輸送道路補完道路(市指定)一覧

	路線名	区間
1	市道55号線	国道246号交点(伊勢原交差点付近)～伊勢原高校(田中地内)
2	市道326号線	市道900号線(中沢中学校入口交差点)～伊勢原協同病院(田中地内)
3	市道72号線	県道61号(平塚伊勢原)交点(伊勢原小学校入口交差点)～ 千津ふれあい公園(東大竹2丁目地内)
4	市道186号線	全線(桜台交差点～三福寺交差点)
5	市道76号線	県道61号(平塚伊勢原)交点(馬渡交差点)～竹園小学校(岡崎地内)
6	市道75号線	県道61号(平塚伊勢原)交点(八幡台入口交差点)～ 県道63号(相模原大磯)交点(東大竹跨線橋交差点)
7	市道1号線	県道603号(上粕屋厚木)交点(温泉入口交差点)～ 高部屋小学校(西富岡地内)
8	市道87号線	県道611号(大山板戸)交点(山王中学校前交差点)～ 山王中学校(上粕屋地内)
9	市道450号線	国道246号交点(比々多小学校交差点)～比々多小学校(神戸地内)
10	市道83号線	国道246号交点(白根交差点)～市ノ坪公園(鈴川公園)
11	市道54号線	市道55号線交点(高森地内)～成瀬中学校(高森地内)
12	市道58号線	県道22号(横浜伊勢原)交点(成瀬小学校入口交差点)～成瀬小学校(高森地内)
13	市道60号線	国道246号交点(子安神社交差点)～緑台小学校(高森地内)
14	市道62号線 (小田原厚木道路側道)	県道63号(相模原大磯)交点(石田地内)～石田小学校(石田地内) 県道63号(相模原大磯)交点(石田地内)～伊志田高校(石田地内)
15	市道2号線	JAVいせはら(田中地内)～駒形橋(池端地内)
16	市道3号線	駒形橋(池端地内)～大田小学校(下谷地内)
17	市道900号線	県道22号(横浜伊勢原)交点(塚田交差点)～伊勢原小学校(伊勢原4丁目地内)
18	県道611号(大山板戸)	全線
19	県道603号(上粕屋厚木)	県道63号(相模原大磯)交点(西富岡交差点)～市道1号線交点(温泉入口交差点)
20	市道50号線	県道64号(伊勢原津久井)交点(日向地内)～伊勢原浄水場(日向地内)
21	市道55号線	県道63号(相模原大磯)交点(下糟屋地内)～伊勢原配水池(下糟屋地内)
22	市道60号線	緑台小学校(高森地内)～高森配水池(高森地内)
23	市道86号線	県道612号(上粕屋南金目)(西分署付近)～三ノ宮低区配水池(三ノ宮地内)
24	県道612号(上粕屋南金目)	国道246号(工業団地入口交差点)～市道86号線交点(西分署付近)

